

## 平成26年2月定例会の結果

### 1 請願書      2 陳情書      3 資料（請願・陳情文書表）

#### 1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第1号	国民健康保険料の引き下げを求める請願	不採択

#### 2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第1号	追分・大坪地区新駅設置等に関する陳情	採択
陳情第2号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情	継続審査
陳情第3号	「(仮称) 葵待機児童園の設置」反対に関する陳情	願意には沿いたいが、建設に当たっては、近隣住民への配慮を盛り込んだ計画に沿って事業を進めるよう、当局に要望する。
陳情第4号	地方教育行政への国や首長の関与に関する陳情	不採択

### 3 資料（請願・陳情文書表）

#### 請願第1号

国民健康保険料の引き下げを求める請願

請願者 静岡市葵区

静岡市医療と福祉をよくする会 松原 透 外23団体

紹介議員 山本明久 内田隆典 鈴木節子 西谷博子

#### 〔請願趣旨〕

本市の国民健康保険料は平成24年度に3割増という大幅値上げが強行されました。

平成25年度も据え置かれ、政令市20市中、2番目に高額な重い負担のままです。

この結果、保険料は所得の2割におよぶ重い負担となり、市民アンケート調査でも国保料の負担が重いために受診を抑制している事例が3割に及んでいます。重い負担は受診抑制につながり、健康破壊にもつながっています。

市は、静岡市国民健康保険運営協議会に対し、来年度の保険料について据え置く内容の諮問を出し、これに対し答申は「極めて脆弱となっている国民健康保険財政を補填するため、継続的に一般会計から繰入を行うこと」という要望事項を付けました。

また、審議の過程で、「国民健康保険診療報酬支払準備基金、繰越金を活用すれば、保険料引き下げが可能とする意見や保険料減免制度のさらなる拡充を求める」要望もだされました。

来年度保険料の審議にあたり、国保加入者の8割が所得300万円未満であり、暮らしにあえぐ市民の生活実態に目を向け、国保制度が国民健康保険法に明記されている社会保障としての役割を発揮できるよう国民健康保険料の引き下げを求めます。

#### 〔請願項目〕

国民健康保険料を引き下げてください

#### 陳情第1号

追分・大坪地区新駅設置等に関する陳情

陳情者 静岡市清水区

船越地区連合自治会 会長 山梨昌平

静岡市清水区

岡地区連合自治会 会長 望月 勝

静岡市清水区

入江地区連合自治会 会長 林 豊

[陳情趣旨]

旧清水市・旧静岡市が合併し、早いもので10周年を迎えました。

その間、清水区においては、JR清水駅周辺の整備やJR草薙駅北口の整備、また、平成24年12月には、本地区において都市計画道路の日の出町押切線大坪アンダーパスが開通しました。

そのような状況の中で、静岡鉄道と日の出町押切線との交差箇所であり、静鉄狐ヶ崎駅と桜橋駅の中間に位置している追分・大坪地区新駅は、静鉄の平均駅間距離0.8kmに対し、1.7kmと大きく上回っており、新駅設置は地域住民の50年来の悲願であります。

新駅の駅舎の建設可能なスペースについては区画整理事業により静岡市で確保されており、本年9月には、地域住民約9,500名の署名を添えて、市長、市議会並びに事業主体である静岡鉄道へ早期整備に関する要望書を提出したところであります。

住民の利便性を考えると、追分・大坪地区新駅の建設は、地域の実情にあった公共交通の充実のために必要不可欠なものであり、また、高齢社会や地球環境といった社会問題などへの対応を踏まえ、新駅の建設は、静岡市が目指す将来の公共交通体系の構築に資するものであると考えます。

つきましては、下記の項目につき特段のご配慮をいただきますよう陳情いたします。

[陳情項目]

- 1 静岡鉄道の追分・大坪地区新駅の早期整備
- 2 桜橋駅・入江岡駅のバリアフリー化

陳情第2号

「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情

陳 情 者 静岡市駿河区

「ゴミゼロプラン静岡」市民ネットワーク 代表 三浦正枝

[陳情趣旨]

容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセン

ティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

については、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について陳情致します。

#### [陳情項目]

地方自治法第 99 条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3 2 R の環境教育を強化しリユースを普及するために、様々な環境を整備すること。

### 容器包装リサイクル法を改正し、 発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の 3 R の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約 8 割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、静岡市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3 2Rの環境教育を強化しリユースを普及するために、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年 月 日

静岡市議会

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、  
農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣]

### 陳情第3号

「(仮称)葵待機児童園の設置」反対に関する陳情

陳情者 静岡市葵区 杉山美知子

#### [陳情趣旨]

葵区千代田3丁目の「待機児童園」の設置に反対します。

反対理由は、

- 1 付近の道路事情の問題
- 2 設置計画(出入口)の問題
- 3 計画の立案、推進方法の問題 などです。

「待機児童園」の問題は理解できますが、当地での設置には賛成できません。現在、運営されている市内2箇所の児童園のように、児童園専用に設計され、児童園に適した環境の場所での計画を要望します。

#### [陳情項目]

##### 1 付近の道路事情の問題

- ・当地の道路幅は4mと非常に狭く、現在でも対向車がある場合の交差が危険な地域である。当地に児童園を設置することにより、朝夕の送迎車両が集中し、事故の危険が多くなることは明らかである。「待機児童園」用駐車場が5台分計画されているが、0歳~2歳児では1人で乗り降りできないため、1人/台での所要時間が長くなり、24名の待機児童に対し、5台分の駐車場では、余りにも駐車場が不足である。
- ・立地条件の悪い他の施設(幼稚園、保育園、学習塾等)を見る限り、エンジンをかけたままの路上駐車が多く、道路事情は悪化している現状がある。「ちょっと止めるだけ」

という人が多い。)この為、朝夕の送迎時には、路上駐車が増加し、4 mの道幅では混雑が発生、場合によっては事故に至る事も十分考えられる。

## 2 設置計画（出入口）の問題

- ・「待機児童園」計画によれば、北側の駐車場側に出入口があるにも関わらず、わざわざ、南側バルコニー工事を行い新たに「待機児童園」用の出入口を設けている。南側出入口へは、駐車場から一般道路を通らねばならず、道幅4 mを考えた場合危険である。
- ・近隣住民の風呂場、脱衣所等が、計画されている南側出入口近くにあり、不特定多数の人の出入りがあると、プライバシーが保たれない。

## 3 計画の立案、推進方法の問題

- ・今回の「待機児童園」は5年から10年で廃棄し、その後「老後施設」の設置が計画されているとの事。5年から10年の短期的な「待機児童園」の為に、ビル1階部分の改装、新たな出入口の設置等々に住民の税金を使うのではなく、10年以上の長期的展望に基づき計画、実施していくべきである。今回の計画は明らかに、税金の無駄遣いであると言わざるを得ない。

職員住宅の1階部分は日当たりも悪く、0歳～2歳児の大切な成長時のお子様を預る待機児童園として開設するには不適當な場所である。職員住宅の空き解消の為に、思いつきで作られた計画で、充分吟味されたとは、とても思えない。

## 4 その他

- ・通常、「待機児童園」のような公共性の高い施設設置に当たっては、まず近隣住民の承諾を得て計画が進められると考えるが、今回は市職員が自宅に説明に来たものの、職員の話には「待機児童園」後の「老後施設」の説明もなく（老後施設の話は、市職員からではなく、別ルートにて判明）、立ち話程度での説明であり、計画が実行され、「待機児童園」設置後に、要望等を市に要求しても受け入れられるとは考えられない。
- ・連日子供の泣き声、さわがしい声、送迎時の各種の騒音問題発生が予測される。
- ・更に施設による地域イメージの低下等により、地価下落が必至であるが、今回の市職員の説明では、本件の行為による資産価値の下落に対する保証等の説明がされていない。

以上の理由により、(仮称)葵児童園設置に断固反対いたします。

近隣住民の意見を十分に聞き入れ、今回の「待機児童園」設置の再考をお願いいたします。

陳情第4号

地方教育行政への国や首長の関与に関する陳情

陳情者 静岡市葵区

静岡県高等学校障害児学校教職員組合 執行委員長 木藤 功  
静岡市葵区  
全静岡教職員組合 執行委員長 四ノ宮隆司

[陳情趣旨]

日頃は、子どもたちと教育のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、中央教育審議会教育制度分科会の「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(以下、「答申」)を受け、与党において地教行法の改正作業が行われ、官報によれば3月中旬にも第186回通常国会に提出とされています。

「答申」は、教育委員会制度について、首長を地方教育行政の執行機関とし、教育長をその補助機関に位置づけ教育行政の責任者とする、教育委員会は存置するものの首長の「特別な付属機関」と位置づけ、首長が教育長を任命・罷免できるとしており、教育行政の中立性は担保されないものとなっています。同時に、「国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるよう」「その権限を明確にするための方策を検討する」ことを口実に、国による地方教育行政への統制を強化するものとなっています。

戦後、戦前の軍国主義教育の反省の上に立って、地方教育行政は、学問の自由や教育を受ける権利など基本的人権の保障、地方自治の原則などに則り、国や行政権力から独立し、国民に直接責任を負って行われるものへと変革されました。それは、成長・発達の主体は、子どもたちであり、その子どもたちの実態から出発することなしに教育の目的である人格の完成はなしえないとの教育の条理から導き出されたものでもありました。

こうした基本原理をないがしろにし、首長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達をその時々首長や政府に従属させるものとなってしまい現場が振り回されることになりかねません。

現に、教育制度分科会での審議でも首長や教育長の権限強化への強い懸念が表明され、11月27日の答申案にはなかった、教育委員会を執行機関として存置する案が「別案」として併記される異例のものとなりました。このことは、教育が特定の政治勢力や政治家に振り回されてはならないとの多くの父母・国民の願いの反映でもあります。マスコミ報道でも「(首長を地方教育行政の執行機関とする制度が)実現すれば、戦前の軍国主義教育への反省から、国や政治家に対する歯止め役を担ってきた教育委員会制度の根幹が揺らぐ」(東京新聞)「首長が選挙で交代するたびに、教育の目標や教科書採択の方針が変わることになれば、教育現場に混乱を招きかねない」(読売新聞)などの懸念が表明されています。

[陳情項目]

つきましては、貴議会として、政府与党及び国に対し以下のことを求める意見書を採択してください。

- 1 政府与党は、地教行法の改正作業を中止すること
- 2 地方教育行政にあたっては、教育委員会を執行機関として存置し、首長や国の権限を強化しないこと